

旅館・ホテルの火災危険と防火安全対策(1)

旅館・ホテルの火災特性

旅館・ホテルは、不特定多数の人が利用する就寝施設であり、夜間に火災が発生した場合の潜在的人命危険性は相当高い。消防法令では消防法施行令別表第1に(5)項イとして分類されており、共同住宅等(同表(5)項ロ)と類似した火災危険性を有するものと位置づけられている。

一方、建築基準法では、旅館・ホテルは同法第27条に基づき耐火建築物等としなければならない特殊建築物の一つとされ、建築基準法別表第1に病院・診療所、共同住宅等と類似した火災危険性を有する(2)項として分類されている。

旅館・ホテル等の防火安全性に係る特性を整理すると、表1のようになる。

表1 旅館・ホテルの防火安全性に係る特性

1	就寝施設であること
2	利用者はその施設に不案内である場合が多いこと
3	利用者の国籍や言語が多様である場合が多いこと
4	避難時要援護者が利用する場合があること
5	各室のプライバシーの確保が重視されること
6	防火面、防犯面にかかる各室の独立性が高いこと
7	客室がそれぞれ廊下に接続されており、その廊下は外気に開放されていない場合が多いこと
8	客室以外にレストラン、宴会場、展示場、会議室、店舗など、不特定多数の者が利用する施設が併存している場合が多いこと
9	木造3階建てなど、防火性能の脆弱な古い建物が残っている場合があること
10	温泉旅館などでは、建て増しや連結などにより平面計画が複雑になり、耐火火性の異なる複数の構造が併存している場合があること
11	就寝時間帯には、客の数に比べて消火や避難誘導にあたる従業員の数が少ない場合が多いこと

旅館・ホテル火災の件数の推移

図1は、昭和43年(1968)以降の旅館・ホテル火災件数の推移を旅館・ホテルの数(延べ面積150㎡以上のもの。以下同じ。)の推移と対比させて見たものである。昭和40年代半ば(1970頃)に500件前後あった火災は、その後着実に減少し、現在では140件前後と、以前の1/4程度に減少している。

平成7年(1995)までは、旅館・ホテルの数は増加から横ばいの傾向にあったが、その間に火災件数は1/4に急激に減少している。平成8年(1996)以降の旅館・ホテルの数は、さらに3/4程度に減少し、火災の数もおおむねそれに合わせて減少している。

図2は、図1の延べ面積150㎡以上の旅館・ホテル1,000件当たりの、全旅館・ホテルの火災件数を見たものである。この火災件数には延べ面積150㎡未満のものも含まれるので、厳密な意味での出火率ではないが、おおむねの傾向は把握できる。図2を見ると、昭和48年(1973)の5.5から平成7年(1995)には1.7まで急減しているが、その後は2.5前後で横ばいとなっている。

昭和48年(1973)から平成7年(1995)までの間に、旅館・ホテルの内装、カーテン等の防災、火気使用設備、自動火災報知設備など火災発生や発見に関わる要因が劇的に改善され、それ以後は一段落して現在に至っていることがうかがえる。この改善に消防法や建築基準法の規制が大きく関与していることは言うまでもないだろう。

旅館・ホテル火災による死者数の推移

表2は、昭和43年(1968)以降で、5人以上の死者を出した旅館・ホテルの火災を、その構造・階数

旅館・ホテルは、かつて数十人の死者を出す火災を何度も引き起こし、火災が発生した場合に最も人命危険性の高い用途の一つだったが、様々な安全対策が講ぜられ、現在では、かなり安全性が高いものになっている。本稿では、その過程を整理する。

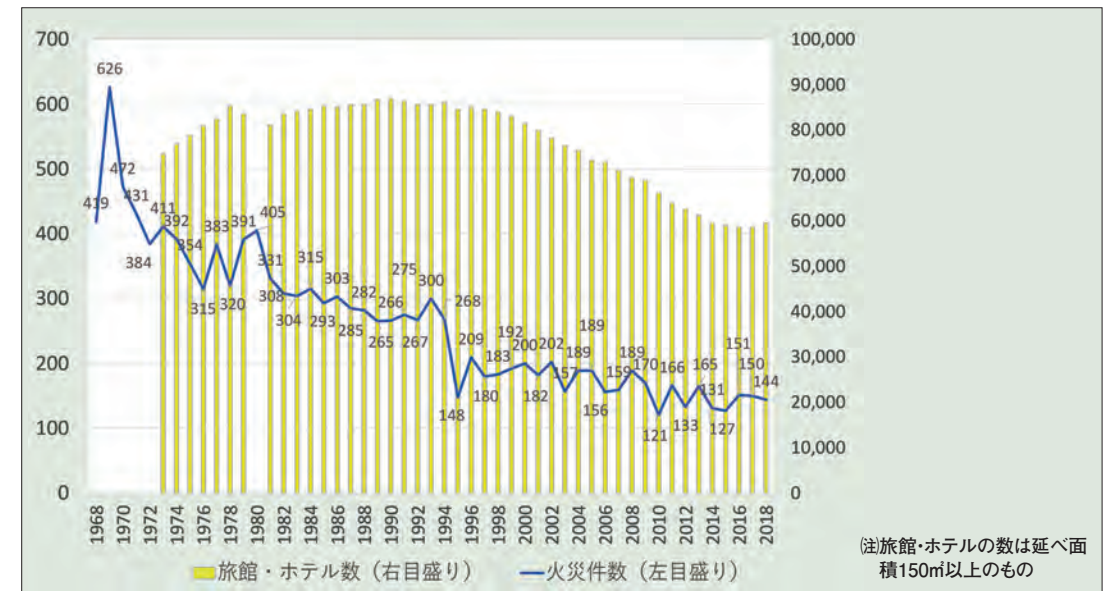


図1 旅館・ホテルの数と火災件数の推移(1968-2018) (消防白書より作成)

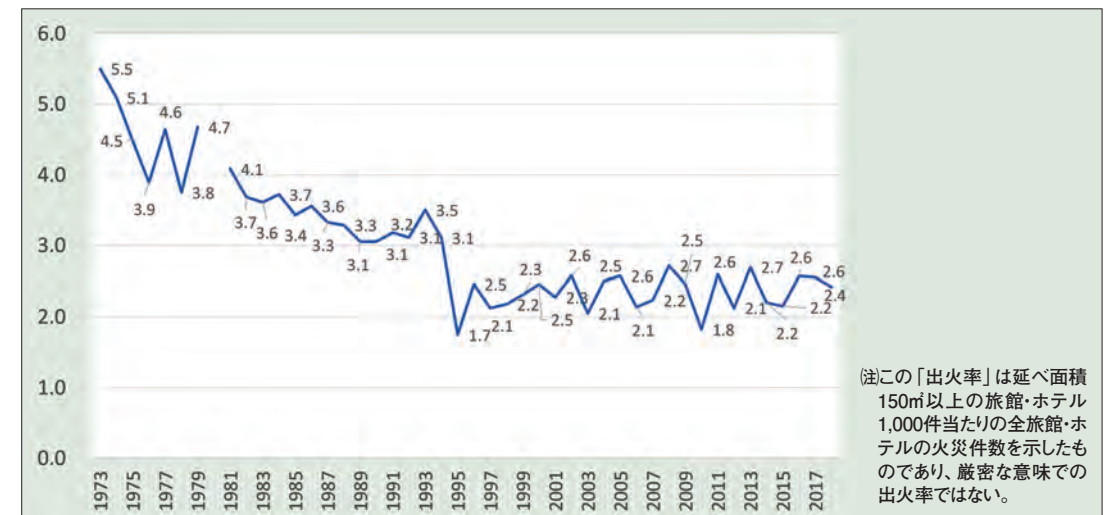


図2 旅館・ホテルの「出火率」(1973-2018) (消防白書より作成)

表2 5人以上の死者を出した旅館・ホテルの火災(昭和43年(1968)以降)

出火施設名(市町村)	死者	構造・階数	年月
① 池之坊満月城(神戸)	30	耐火造一部木造4/2	S43(1968).11
② 磐光ホテル(郡山)	30	耐火造4/0	S44(1969).02
③ 寿司由楼(和歌山)	16	旧館(木造2/0)と新館(耐火造一部鉄骨造4/1)とが連結	S46(1971).01
④ 坂口荘(神戸)	6		S48(1973).01
⑤ 白馬(愛知・半田)	7	本館(木造一部鉄骨造2/0)と新館(耐火造3/0)とが連結	S53(1978).06
⑥ 川治プリンスホテル(栃木・黒磯)	45	鉄骨造4/0	S55(1980).11
⑦ ホテルニュージャパン(東京)	33	耐火造10/2	S57(1982).02
⑧ 蔵王観光ホテル(山形)	11	本館(防火木造4/0)と別館(防火木造3/0)とが連結	S58(1983).02
⑨ 大東館(静岡・東伊豆)	24	木造3/0	S61(1986).02
⑩ 若喜旅館本店(福島)	5	耐火造一部防火木造一部鉄骨造9/0	H6(1994).12
⑪ ホテルプリンス(広島・福山)	7	耐火造一部木造4/0	H24(2012).05
⑫ 吉田屋(川崎)	9	木造2/0	H27(2015).05

(消防防災博物館・特異火災事例及び消防白書より作成)

ととともに整理したものである。また、図3は、これらの火災の死者数(棒グラフ)を旅館・ホテル火災による死者数の推移(折れ線グラフ)と重ねて見たものである。この図を見ると、旅館・ホテル火災による死者数の傾向は4つの時期に分けて見ることができる。

第1期(昭和48年(1973)まで)

第1期は、表2の①池之坊満月城の火災、②磐光ホテルの火災のほか、表2にはない群馬県水上温泉菊富士ホテルの火災(昭和41年(1966)3月)も入ると、ちょうど死者30人の火災が4年間に立て続けに3件発生するなど、多数の死者を伴う旅館・ホテルの火災が多発した時期である。

このため、磐光ホテルの火災直後の昭和44年(1969)3月に消令第34条が改正されて自動火災報知設備の設置基準が遡及適用された(施行は昭和46年(1971)1月)。その後、千日デパート火災と大洋デパート火災を受けて、特定用途防火対象物に係る消防用設備等の設置基準が大幅に強化され、特に昭和49年(1974)6月には消防法第17条の2(当時、現第17条の2の5)第2項に第4号が追加されて、特定防火対象物については全ての消防用設備等の設置基準が遡及適用されることになっ

た(施行は制定日)。

この時期は、旅館・ホテルに限らず、木造、防火構造又は簡易耐火構造(準耐火構造の前身)の建築物や、これらと耐火構造との混合構造の建築物など、耐火建築物以外の建築物がまだ多数あり(表2及び図5参照)、耐火建築物についても縦穴区画がないものが多い(縦穴区画の規定ができたのは昭和44年(1969)1月)など、防火上脆弱な構造のものが多かった。

このため、就寝施設である旅館・ホテルで火災が発生すると死者が出ることが多く、図3を見るとわかるように、多数の死者を伴う火災以外の火災の死者数も、合計すると毎年相当の数に上っている。

第2期(昭和49年(1974)～昭和54年(1979))

第2期は、第1期に行われた消防法令と建築基準法令の規制強化の効果が現れ、旅館・ホテル火災による死者数が目に見えて減少した時期である。建築基準法令の規制は不遡及であるため、脆弱な構造の建物が急に減少したわけではなかったが、特定防火対象物に対する消防用設備等の設置基準が遡及適用された効果は大きく、多数の死者を伴う火災以外の火災の死者数が大幅に減少した。

第3期(昭和55年(1980)から昭和61年(1986))

第3期は、多数の死者を伴う旅館・ホテル火災が再び頻発するようになった時期である。第2期に押さえ込んだはずの多数の死者を伴う旅館・ホテル火災が頻発するようになった理由は明らかではないが、私は社会構造の変化が大きかったのではないかと推測している。表2で挙げた火災のうち第3期の火災は、⑦ホテルニュージャパン火災以外はいわゆる温泉旅館等(ホテルを含む。)の火災である。温泉旅館等の従業員は、以前は敷地内の寮などに寝泊まりしていたが、自家用車の普及に伴って近隣町村から通う者が増え、当時、夜間の従業員数が急減するようになっていた。夜間の従業員数が少ない状況で火災が発生すると、初期消火や避難誘導が迅速に行えず、当時まだ多かった防火上脆弱な構造の旅館・ホテルでは、往々にして多数の死者が出てしまったのではないかと、というのが私の仮説である。

第1期と違い第3期では、多数の死者を伴う火災以外の火災では死者の発生が少なくなっているが、これは、第1期に行われた規制強化の効果だろう。

これだけの火災が発生しているのに、防火法令の

改正は行われず、適マーク制度(昭和56年(1981)5月)や夜間の防火管理体制指導マニュアル(昭和61年(1986)6月)の導入など、主にソフト面を中心に対策が進められたのがこの時期の特徴である。この辺りの理由や経緯については、次稿で説明する。

第4期(昭和62年(1987)以降)

第3期に創設された適マーク制度や夜間の防火管理体制指導マニュアルなどが効を奏し、この時期になると、多数の死者を伴う旅館・ホテルの火災は滅多に起こらなくなった。その過程で、後述するように、防火上脆弱な構造の旅館・ホテルは次第に耐火構造に建て替わり、日本の旅館・ホテルの防火安全性能は全体としてかなり高い水準に達して現在に至っている。

平成24年(2012)5月の福山市ホテルプリンスの火災(表2の⑪死者7人)及び平成27年(2015)5月の川崎市吉田屋の火災(表2の⑫死者9人)は、それぞれ特殊な事情があるので、これも次稿で解説することとしたい。

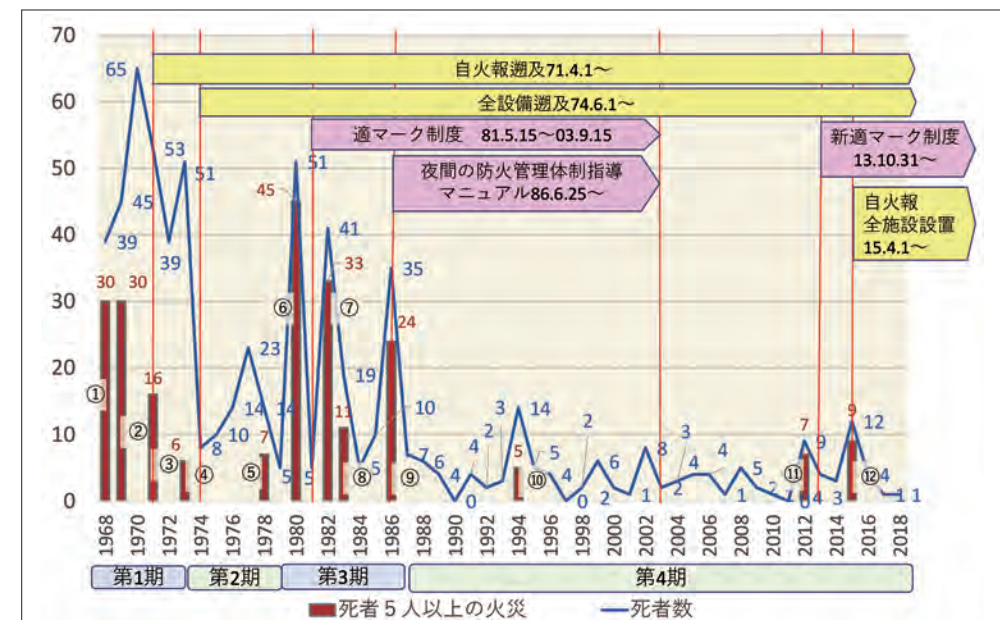


図3 旅館・ホテル火災による死者数の推移(1968-2018)(消防白書より作成)

旅館・ホテル火災100件当たりの死者数の推移

図4は、旅館・ホテル火災100件当たりの死者数(以下「死者発生率」という。)を5年ごとに平均して見たものである。昭和40年代半ば(1968-70)の9.8から平成10年代半ば(1996-2000)の1.5まで、30年あまりの間、一貫して大幅に減少している。この間に、旅館・ホテルで火災が発生した場合の人命危険性が劇的に減少したということである。

その後の死者発生率は、表2の⑪と⑫の火災が発生したため悪化した平成23年(2011)~平成27年(2015)を除き、1.5前後で推移している。

旅館・ホテル火災の死者発生率がこのように劇的に改善された理由は、昭和40年(1965)代の建築基準法令や消防法令の規制強化に加え、図4に見るように、消防用設備等の設置基準の遡及適用や適マーク制度の導入などが大きな効果を上げたからに違いない。

建築構造の変化の影響

図5は、旅館・ホテルの火災件数の推移を火元建物の構造別に見たものである。この図を見ると、昭和40年代半ば(1968-70)には、旅館・ホテル火災の8割近くが木造又は防火構造の建物だったこ

とわかる。構造別の火災件数は、構造別の施設数を反映していると考えられるので、当時の旅館・ホテルの多くは木造又は防火構造だったと考えられる。

木造又は防火構造の旅館・ホテルの火災の比率はその後着実に下がっていくが、その両者の合計が耐火構造の旅館・ホテルの火災件数より少なくなるのは、平成3年(1991)のことである。

木造や防火構造の旅館・ホテルで夜間に火災が発生した場合、人命危険が極めて高いことは言うまでもない。したがって、図4で死者発生率が激減しているのは、上記で述べたような消防法令の規制強化や適マーク制度の創設などの効果でなく、木造や防火構造の旅館・ホテルが急減して耐火構造の旅館・ホテルが増えたためではないか、という仮説も成り立ちそうである。

図6は、その状況を見るために作ったもので、旅館・ホテル火災に占める耐火構造以外の構造の旅館・ホテルの火災の比率(以下「非耐火率」という。)を図4に重ねたものである。この図を見ると、昭和43年(1968)から平成12年(2000)までの約30年の間に、死者発生率が9.8から1.5に85%減少しているのに対し、非耐火率は0.83から0.48に42%しか減少していないことがわかる。非耐火率

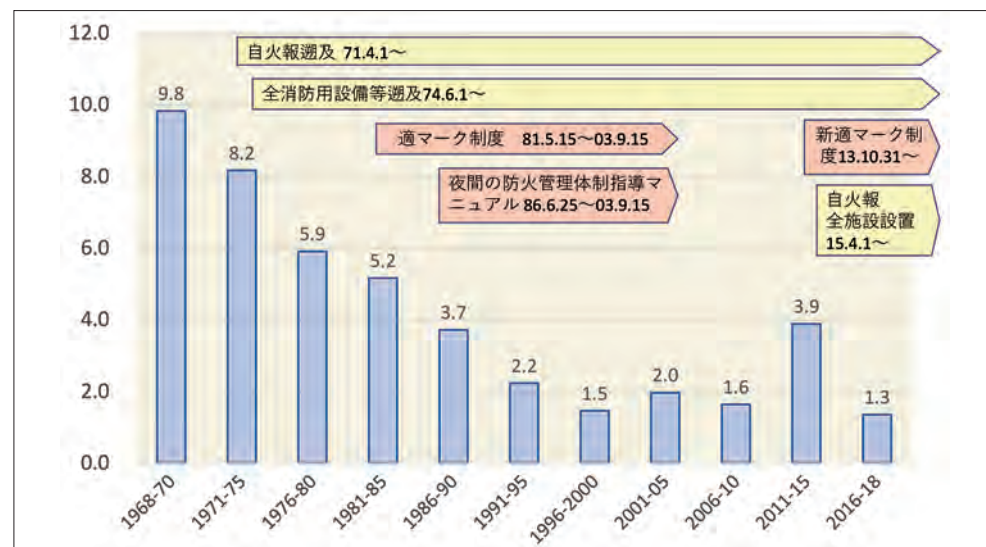


図4 旅館・ホテルの火災100件当たり死者数(1968-2018)(消防白書より作成)

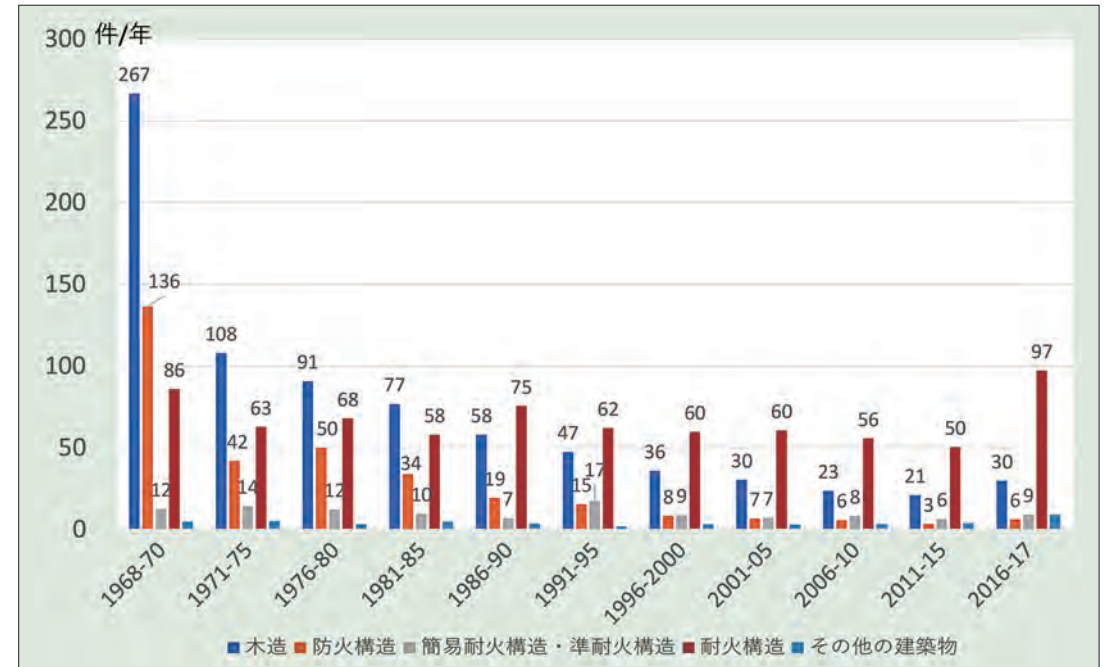


図5 旅館・ホテル等の火元建物の構造別火災件数(1968-2017)(5年ごとの平均)(消防庁火災年報より作成)

の減少が死者発生率の減少に極めて大きな効果があったことは確かだが、その寄与率は半分程度で、残りの半分は消防法令の規制強化や適マーク制度の創設などの効果だと考えられる。

次稿では、このような劇的な効果を上げた規制強化や適マーク制度、夜間の防火管理体制指導マニュアル等、当時の対策の経緯や考え方について、詳しく解説する。



図6 旅館・ホテル等の火災100件当たり死者数と耐火構造以外の構造のものの比率の推移(1968-2017)(消防白書より作成)